

## 【別紙】

## 名義変更についての合意書

買主 \_\_\_\_\_ (以下「乙」という) は、売主 \_\_\_\_\_ (以下「甲」という) に対し、第1項の普通自動車 (以下「本件車両」という) の名義変更等について、以下の内容を合意する。

### 1 本件車両の表示

登録番号・車名 \_\_\_\_\_

車台番号・型式 \_\_\_\_\_

### 2 名義変更に関する書類の交付及び費用の負担

- 本件車両の引渡しの際、甲は、乙に対し、本件車両の取扱説明書、自動車検査証および名義変更手続に要する書類を交付する。
- 本件車両の名義変更手続に要する費用は、乙の負担とする。

### 3 名義変更手続の期限

乙は、本件車両の引渡しを受けた日から、15日以内に本件車両の所有者 (及び使用者) 変更登録の申請 (道路運送車両法等所定の名義変更手続) を行う (名義変更手続の期限 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日)。  
なお、期限内に名義変更ができない法律上の障碍等が判明した場合、乙は直ちに甲に報告しなければならない。

### 4 名義変更までの預り金

- 乙は、甲に対し、本件車両の名義変更を担保するため、金30,000円を寄託する。
- 本件車両の名義変更の完了が確認できた場合 (車検証発行後、カーオクまで車検証の画像をFAX・メール等でご送付ください)、甲は、直ちにカーオクを通じて、上記の預り金30,000円を、乙の指定口座に振込んで返金する。

### 5 本件車両の名義変更がなされない場合

- 第3項の期限内に名義変更がなされない場合、乙は、甲に対し、違約金として期限の翌日から1日あたり1万円の遅延損害金を支払う。
- 第3項の期限を徒過しても本件車両の名義変更が完了しないとき、甲が乙に対し本件車両の名義変更手続の履行を催告した上で、相当期間経過後もその名義変更がなされない場合、甲は、本件車両の売買契約を解除することができる。
- 第3項の期限内に本件車両の名義変更を履行できない事情があったにもかかわらず、乙が甲にそれを秘匿して本件車両の引渡しを受けていた場合、甲は、即時に本件車両の売買契約を解除することができる。
- (2)(3)の解除の場合、甲は、乙に対し、本件車両の返還請求及び被った損害 (返還に必要な調査料や陸送代金などを含む) について賠償請求することができる。

### 6 特約事項

- 乙は、本件車両の名義変更が完了しない間、第三者に対して本件車両を貸与又は譲渡してはならない。本件車両の名義変更の完了前に本件車両が第三者に譲渡された場合、乙は、甲から本件車両の盗難届けを提出され使用停止処分の手続きをとられても異議を申し立てない。
- 乙の都合により名義変更がなされず本件車両を甲に返還する場合、甲が乙に対して本件車両を使用した期間の使用料及び破損や消耗が生じた部分の修繕費用等を追加的に請求できる。

上記の通り、名義変更についての合意が成立したので、これを証するための本合意書二通を作成し、甲及び乙の各自が署名し、各一通を所持する。

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

#### ■売主

氏名 \_\_\_\_\_ 印

連絡先 (電話番号) \_\_\_\_\_

#### ■買主

氏名 \_\_\_\_\_ 印

連絡先 (電話番号) \_\_\_\_\_